

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

取引先の
倒産から会社を守る
制度です!

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

Be a Great Small.
中小機構

共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円まで貸付け
- 2 貸付条件は **無担保・無保証人**
- 3 掛金は税法上
損金(法人)または必要経費(個人事業)に

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。掛金月額の変額増減額、掛金の前納、事業所所在地・電話番号・資本金・従業員数の変更 など

制度の詳細内容は 右記の2次元コード又はホームページからご確認ください。

経営セーフティ共済

検索

